

三位一体の改革に関する緊急意見

「国から地方への改革」である三位一体の改革は、小泉内閣が掲げる「小さくて効率的な政府」実現には不可欠のものであり、地方分権改革を大きく進めるものでなければならない。

しかし、今回、国庫補助負担金改革の残り6,000億円に関し、各省庁に割り当てられた要改革額について、11月14日に提出された各省庁の回答額は合計で300億円程度と、割り当てられた6,300億円の5%にも満たない額にとどまっている。これは、施設整備に関する補助金について、廃止して税源移譲するという地方の提案がわずかしか取り入れられていないことも大きな要因である。このような内容では、地方の改革案を真摯に受け止めて検討したとは言えず、各省庁の対応には真剣味が全く感じられず、強い憤りを感じる。

とりわけ厚生労働省にあっては、「生活保護費及び児童扶養手当の国庫負担率引き下げを前提としない」という条件で開催されていたはずの関係者協議会において、住宅扶助の国庫負担廃止をはじめとした見直し案を提出するなどのルール違反を犯したうえに、それらを割当額に盛り込むことを検討しており、不誠実極まりない。

一方、義務教育費国庫負担金について、依然として国に権限を留保し、国庫負担率を引き下げるといふ動きが見受けられる。このような数字合わせは三位一体の改革とは程遠く、断じて行うべきではない。創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、地方改革案のとおり、廃止して税源移譲すべきである。

指定都市市長会は、これまで再三にわたり意見を訴えてきたが、各省庁の対応は、地方分権の推進に逆行するものと言わざるを得ない。よって、地方の意見を真摯に受け止め、住民のための真の三位一体の改革が実現するよう、今一度、強く要請する。

平成17年11月17日

指定都市市長会

会長 松原 武久

三位一体の改革に関する基本的な考え方

- 1 平成18年度までの第1期改革において、まずは所得税から個人住民税へ3兆円規模の税源移譲を確実に実施すること。
- 2 国庫補助負担金改革については、地方改革案に沿って実施すること。
 - 生活保護・児童扶養手当の国庫負担率引き下げは、地方への負担転嫁に過ぎないため、絶対に行わないこと。
 - 義務教育費国庫負担金については、廃止して税源移譲すること。
 - 施設整備に関する国庫補助負担金については、その財源が国債であったとしても国税をもって償還されることを踏まえ、廃止して税源移譲すること。
- 3 地方交付税改革については、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。
- 4 真の地方分権を実現するためには、第1期改革だけではその規模、内容とも不十分であるため、平成19年度以降も第2期改革として更なる改革を推進すること。